

広島県告示第六百六十四号

平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	円五、一六六	円一三、二〇〇	二十歳未満	円四、九四一	円一、九九五
二十歳以上二十歳未満	円五、六九一	円一三、二〇〇	二十歳以上二十歳未満	円五、四三六	円一、二、九五
二十五歳以上三十歳未満	円六、一九四	円一四、四一〇	二十五歳以上三十歳未満	円六、〇四九	円一、三、九八
三十歳以上三十五歳未満	円六、五七四	円一七、〇六〇	三十歳以上三十五歳未満	円六、二七二	円一、六、六九
三十五歳以上四十歳未満	円六、七八二	円一九、四五五	三十五歳以上四十歳未満	円六、六九三	円一、九、六八
四十歳以上四十五歳未満	円七、一三九	円二一、二五〇	四十歳以上四十五歳未満	円七、〇四九	円二、一、五〇
四十五歳以上五十歳未満	円七、二二二	円二二、四四〇	四十五歳以上五十歳未満	円七、〇九六	円二、二、八九
五十歳以上五十五歳未満	円七、一〇九	円二四、六二〇	五十歳以上五十五歳未満	円六、九九四	円二、五、一八
五十五歳以上六十歳未満	円六、六九八	円二四、八六〇	五十五歳以上六十歳未満	円六、五七〇	円二、五、三二
六十歳以上六十五歳未満	円五、六五一	円二一、二四〇	六十歳以上六十五歳未満	円五、四七三	円二、一、〇二
六十五歳以上七十歳未満	円三、九八〇	円一五、八二〇	六十五歳以上七十歳未満	円三、九四〇	円一、六、一一
七十歳以上	円三、九八〇	円一三、二〇〇	七十歳以上	円三、九四〇	円一、二、九五

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用

し、同日前の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。